

件名	愛媛県自然海浜保全条例の一部を改正する条例
主管課	自然保護課
根拠法令等	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(令和3年法律第59号)
<p>【改正の概要】</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、自然海浜保全地区の指定対象拡充による藻場・干潟の再生・創出の取組みを推進するため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>○自然海浜保全地区の指定対象範囲の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海では、各種開発等により自然の海浜が著しく減少したことから、自然海浜保全地区の指定対象を拡充し、水際線付近においては再生・創出された藻場、干潟等も指定可能とする。 ・水深が概ね20mを超えない海域で、砂浜、干潟、岩礁等の状態が維持されているもの。 ・これにより、地域における環境保全活動の促進し、生物多様性の保全に貢献する。 ・藻場は、温室効果ガスの吸収源としての役割(ブルーカーボン)も期待される。 	
施行日	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行の日
【その他参考事項】	